

東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまへの追加対応について

このたび東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに対し、以下のとおり、ご契約に対する特別の取扱いと被災者支援を追加実施いたします。

災害救助法適用地域（法適用日3月11日）で被災されたお客さまのご契約に対する特別の取扱いについて

1. 新規契約者貸付に対する利息の減免

災害救助法適用地域（※）で被災されたご契約者さまがご契約者貸付制度を受付期間中（2011年6月30日まで）にあらたにご利用される場合は、契約日にかかわらず、同年12月31日までの契約者貸付利率が年1.5%相当となるよう貸付利息を減免いたします（貸付上限は原則として100万円）。

（※）2011年東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用地域

（ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い適用された東京都を除く）

被災者支援の実施について

1. 住宅ローン・消費者ローンへのご対応

災害救助法適用地域（※）で被災された当社住宅ローン・消費者ローンを既にご利用中のお客さまを対象に、返済猶予等のお申し出について、提携信販会社と連携のうえ、個別事情に応じて対応させていただきます。

2. 企業向け貸付へのご対応

災害救助法適用地域（※）で被災された当社既融資先法人のお客さまを対象に、元利金のご返済が遅延されても入金等の督促および遅延損害金の適用を行わないことといたします。返済猶予等のお申し出についても、個別事情に応じて対応させていただきます。

3. 当社から被災銀行に対して預け入れ、期日が到来している定期・通知預金等については支店機能回復まで据え置く対応とします。

なお、当社のこれまでの対応については、別紙にまとめておりますのでご参照ください。

被災されたみなさまのご契約に対する特別の取扱いについて

1. 災害死亡保険金等の全額お支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料のお払込みについて猶予する期間を延長（最長6ヵ月）いたします。

3. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

※なお、上記手続き等の照会先については、新聞および当社ホームページ・公式携帯サイトを通じ、被災地域のご契約者にお知らせしております。

東北地方太平洋沖地震に対する被災者支援の実施について

1. 義援金の寄贈

被災地のみなさまの支援を目的として、明治安田生命保険相互会社は、義援金8,000万円を寄贈いたします。

寄贈時期につきましては、被災地側の受け入れ態勢が整い次第、実施させていただく予定です。

2. 従業員募金の実施

上記の義援金とは別に、被災者のみなさまの支援を目的に、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命グループの全社役職員（約4万人）を対象に明治安田生命労働組合と共同で、募金を開始しています。

3. 支援物資の提供

被災地のみなさまの支援を目的に、タオル15万本をはじめとした支援物資を順次送付しています。

上記に加え、震災発生日（2011年3月11日）即日に、執行役社長 松尾 憲治を本部長とした「災害対策本部」を設置するとともに、同日以降本社から支援要員を派遣し、ご契約者対応をはじめ、被災地域の方々の復旧支援活動を行なっています。